

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治基本条例制定委員会 第3回会議
開催日時	平成21年2月3日(火)18時00分～20時10分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 条例の構造(修正案) (2) 目的, 基本理念(修正案) (3) 市民参加(修正案) (4) 協働(コミュニティとの協働, NPOとの協働)(案) (5) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	中川委員長, 河田委員, 柴田委員, 多田委員, 中條委員, 柘植委員, 鶴見委員, 野田委員, 福家委員, 森田委員
傍 聴 者	12人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催した。

(委員長)

まず、協議に入る前に報告させていただく。ただいまの出席者は10人で、委員12人のうち半数以上の方が出席していることから、高松市自治基本条例制定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。

－以後審議－

(委員長)

前回の会議では、条例の構造、目的、基本理念、基本原則、市民参加について、議論いただいた。本日は、前回会議での御意見を踏まえての、それぞれの修正案について、お諮りしたい。それが、次第の2協議項目の(1)～(3)までとなる。そして、今回の会議では、(4)協働(コミュニティとの協働, NPOとの協働)について、御協議をお願いしたい。

それでは、協議項目の(1)条例の構造について(修正案)の説明を事務局をお願いしたい。

(1) 条例の構造(修正案)資料3-1

(事務局)

自治の主体である、市民、議会、行政の3主体の明記を1つの章とし、それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、別の章として、基本原則に基づく自治運営の具体的制度を整理した。

「3 市民・行政・議会の役割と責務」の章の3主体、市民、行政、議会は、

審議経過および審議結果

それぞれ分けて節立てにし、第1節市民の役割と責務、第2節行政の役割と責務、第3節議会の役割と責務とする。

次の、「4 基本原則に基づく自治運営の制度等」については、情報共有による自治運営、市民参画・協働による自治運営、自治運営の基本的事項として、基本原則を具体化する制度等を分けて整理しており、今後、協議し、決定した項目については、随時、反映させていく。

(委員長)

事務局から説明があったが、私の方からも少し付け加えたい。そもそも、市民委員会の提言にある条例の構造を壊すつもりはなく、これを生かしながら、分かりやすくもう一度組み立てていくということが前回会議での結論であった。提言での「3 市民主権と協働」の中にある様々な制度は、むしろ団体自治、住民自治の双方を貫く原則あるいは制度ではないのかということで、市民の中に位置付けるのは偏っているなどという意見だった。それから、資料3-1では、基本原則は、①情報共有の原則、②市民参画の原則、③協働の原則となり、提言にあった参加・協働の原則が、②と③に変わっている。そして、過程明示の原則が、どちらかという情報共有の途中プロセスの話ではないかということで、情報共有の方に溶かし込めないのかという風にいったん入れている。しかし、最後まで作業をやる中で、もう一度これでいいのか再点検するという確認をしており、今のところは、この形で議論を進めていくということになった。では、お意見をお願いしたい。

(委員)

過去の議論については、議事録を拝見させていただいた。私の方から、市民委員会で話された内容の意図を御説明したい。まず、大枠の項目を分け直すことは、カテゴリーを分けることなので構わない。もともと、市民委員会でのワークショップにて、市民、行政、議会それぞれのセットごとに役割などを話し合ったことを基にして、構造とした。だから、項目を整理していただくのは構わない。

ただ、2点だけ気になっているのは、総則の中の基本原則で、「市民参画の原則」に関連して、議事録では「参加」ではなくて「参画」の時代になっているのだからということだったが、市民委員会でもその議論はあった。しかし、「参画」というと、かなり深い部分まで市民に求めてしまうことになり、「参画」をしたくてもできない市民がいることも考えなければならない。そこで、まず一番広いところをうたって、それから先の奥行きは制度の中で補完すべきであり、また、自治基本条例は自治体の憲法であるとの考えから、「参画」として市民に押し付けるのはどうなのかという意見もあり、「参加」ということで入り口を広くした。ここで「参画」としてしまうと、市民に対してすごくハードルを上げている印象が強くなるのではないかと考えている。

次に、過程明示の原則は情報共有の原則の中に入るのではないかということだが、市民委員会でも議論があった。他都市の自治基本条例を見ても、過程明示を原則としている事例はない。なぜ、これにこだわって原則にしたのかということをお話したい。市民委員会では、情報を知ることだけでなく、関わりあう機会を確保することが何より大事であると考えた。ただし、情報を市民に出すタイミングを種々乱発されて、混乱を招くことも避けなければならない。だから、最終案もしくは二者択一の案しか示されない前の段階において、市民に提示する。それと、長期計画を作った場合に、議会で議決されたことをひっくり返すことは非常に難しいことは十分に分かっているが、自治基本条例の中では住民投票というリセットボタンが用意されているのと同じように、長期計画が

審議経過および審議結果

時代の流れに合わない場合、市民側からその計画をいったん戻した方がいいのではないかという戻る過程も明示し、そこに市民参加を求めることが必要だと考えた。現在、そのようなシステムはないが、例えば、第5次高松市総合計画は昨年策定されたが、総合計画にて何が達成できて、何が達成できなかったのかが何ら市民に示されないまま、次の新しい総合計画策定作業が進んでいくというのが現状である。そうではなくて、総合計画において、市民が過程として参画する、つまりこれが良い、これは悪いという一緒に責任を持って判断する機会という意味の過程の明示も提言にうたっている。つまり、情報の公開＝知ればいいのだとレベルとは明らかに違うと考えている。そのため、市長や議会にていったん決められたことは止められないというのではなく、住民投票においても、市民に対し理性的な倫理や感覚を求めるからには、そのバックギアも市民に渡すという風な感覚を持って、「過程の明示」というようにうたった。そこは、他都市の自治基本条例とは大きく性格が異なる点であり、この部分の表現を無くしてしまうというのは、市民委員会の提言の趣旨を消してしまうのではないかと危惧している。

(委員長)

市民委員会の提言では「参加」となっているが、途中経過情報というのは、参加・参画の原則から言うと、プロセス情報の共有も含む。だから、協働の原則とか参画の原則を書くことは、過程明示も当然しなければならない。それが入っているので、改めて2番目の原則として掲げるのは、いかにも行政との間に不信感が根強くあるということ認めてしまうようなことになる気がする。そのため、参画・協働のシステム形成をどのように具体的に立体化するかというところで解決すべきではないのかと考え、過程明示を特出しするのは、いかにも奇異だという印象を持った。だから、市民委員会の方でそういう不信感を持っておられたということは否定できないと思うが、自治基本条例ができれば、プロセス情報の公開というのは当たり前前のルールになってしまう。また、情報共有についてだが、これは単なる情報の公開ではない。例えば、ある地域に対する計画が立案される場合には、その地域に在住する当事者に集中的に情報を提供し、情報を請求される以前に積極的に情報をお渡しするという基本姿勢に立ち返ることを意味しており、情報公開をしてほしいという話よりも、なぜ情報を出さなかったのかで責任を問われるぐらいに厳しい原則である。つまり、公開ではなく、ターゲットにきちんと情報を渡さなければならない。そういうことを手続した上で、当然、過程明示になってくるのではないかとということが裏付けられる。

次に、「参画」に変えたというのは、意思形成過程、つまり現状はどうなっているの、課題はどこにあるの、どのような政策を立てていくの、その政策のうちどれを決定するのという全てのプロセスが市民に公開されており、ステップごとに関わりたいと思う人が参画できるような仕組みを作るということを意味するので、「参加」と「参画」は違うということ前回会議でも確認した。だから、情報共有および「参画」さらに「協働」まで、非常に行政にとっては厳しい足かせをはめるところに「過程明示」まで入れるとなれば、がんじがらめになってしまう。しかも、これは同義語反復になるということで外した。逆に、「参加・協働の原則」であったのを「参画」と踏み込んだというところに変更点を持って、問題点をクリアしようとしたという風に御理解いただいて、御説明をお願いしたい。

(委員)

「過程の明示」で、市民に途中でバックギアを持たせるというのが危険だということも協議した。市民委員会の考えとしては、条例として成文化する段階

審議経過および審議結果

で丸くなってくるので、市民委員会の段階では尖らせて出した方がいいのではないかとした。情報公開などは基礎となる制度（条例）があるが、過程明示に関しては、対となる制度がなく、市として歯抜けとなっているのではないかと。

「過程明示」を題目として消してしまうのは構わないが、制度的にどこかに反映する道筋は残していただきたいというのが私の考えである。

次に「参画」の話だが、市民委員会でも議論があったし、協働の世界を考えた際には、「参画」であるべきだという考えは分かる。しかし、そうになると、自治基本条例自体が理想の目標を掲げることになるのだが、目標でいいのだろうかということでも市民委員会でも悩んだ。というのは、条例に最低限のことを書くべきなのか、目標を書くべきなのかということの意味合いが違ってくる。市民と行政の権利や義務を書く以上は、最低限の部分を書く必要があるとの結論となったため、市民に参加の機会を与える、その権利を行使するのかしないのかは市民の自由であり、さらに「参加」する市民が「参画」に踏み込んで欲しいというのが協働の世界であって、市民に対して「参画」を押し付けるものであってはならないと市民委員会でも考えた。そのため、提言では、あえて低いハードルである「参加」にした方がいいと今でも思っている。

整理すると、「過程明示」については、マクロの部分で具体的な制度になっていく道筋が残るなら、原則から外していただいても構わない。ただし、「参加」という表現については、「参画」にすることによって、門戸を狭めてしまうのではないかと、目標になってしまうのではないかとということが大変危惧している。その点は、逆に他の委員の方からの意見をいただいて、なるほどと思えば構わない。

（委員長）

では、ハードルを上げたくないから「参画」を「参加」に変えられたということが1つ。では、過程明示の原則はハードルを上げているのか、下げているのか。

（委員）

ハードルを下げている。

（委員長）

ということは、先ほどと統一がとれていないのではないかと。市民に対してはハードルを下げて、行政に対してはハードルを上げているというのが委員の論理だと思う。前回の議論では、行政に対する拘束、それをきっちりさせようというのであり、市民は自由である、参加しない自由もあるという議論はしている。委員が言っていることについては、我々も精神として受け継いでいるつもりなので、誤解のないようにしてもらいたい。ただ、自治基本条例自体がハードルを上げるのか下げるのかという議論を全体ですてしまうと、おかしくなってしまう。つまり、主権者は市民であって、その信託を受けての議会、行政なので、どちらかというところ、議会、行政に期待する役割に関してはハードルを上げた方がいいと思う。だから、市民は参加しない権利があり、当然、参画となっても参画しない権利もある。その辺のところは、どこの自治基本条例でもだいたい一緒に、統一されていると思っている。

他の委員で御意見はあるか。

（委員長）

意見がないようなので、条例の構造については、資料3-1でいきたい。ただ、事務局にお願いしたいのは、「3 市民・行政・議会の役割と責務」の中

審議経過および審議結果

の、市民、行政、議会の順番であるが、1番は市民で、2番目は議会となるのではないかと。3番目に市長としないと、議会側が気を悪くするのではないかと。他都市の自治基本条例でも、市民の次は議会という場合が多いので、市民の次に議会を入れるようにしていただきたい。

では、(2)目的、基本理念の修正案について、説明をお願いしたい。

(2) 目的、基本理念(修正案)資料3-2 (事務局)

目的と基本理念について、前回会議において、「まちづくり」という用語を使うか、「まちづくり」ではなく、「自治運営」というような言葉を使うかという議論があったことから、「まちづくり」という用語を使う場合と使わない場合で、修正案を2案出している。

前回の条例素案たたき台を見え消し修正しており、太字部分が、今回の修正部分である。

資料3-2の1ページを御覧いただきたい。

修正案1では、「まちづくり」を定義し、「まちづくり」という用語を使う場合である。

「まちづくり」の定義については、資料の3ページを御覧いただきたい。

他都市の自治基本条例における「まちづくり」の定義である。

本条例においては、案として、「まちづくり」とは、「心豊かに、快適に暮らせるまちを実現するための取組をいう。」としている。

この定義については、まちづくりの目指すべき目標として「心豊かに、快適に暮らせるまちを実現するため」としており、他市では、札幌市、岐阜市、静岡市などが同様な定義をしているが、他市の定義の中で、新発田市や善通寺市にあるように、地方分権や市民主権、協働の視点をいれたものとするか、目指すべき目標とするものか、事務局内でも議論があったところで、委員の皆様方にも御協議いただきたい。

それでは、資料の1ページに戻っていただき、この修正案1は、「まちづくり」を使う場合であり、前回提案した条例素案のたたき台そのまま、「まちづくり」を定義するだけという案もある。

今回の修正案1は、前回の条例素案たたき台にあった「まちづくり」という用語を使うことと連動させて、それぞれの項目に「まちづくり」を入れている。

まず、目的では、3行目から御覧いただきくと、「まちづくり」を使い、「参加と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、」の後、「まちづくり」という用語の使用と連動して、目的を「自立した地域社会の実現を図ること」とした。

次に、基本理念においても、「まちづくり」を使って、「次に掲げる基本理念にのっとり、まちづくりを進めるものとする。」とし、基本理念としては、(1)の「まちづくりの主権者は、市民であること。」は、そのままとし、(2)を「主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。」とし、(3)として、「地域の特性および独自性を尊重したまちづくりを推進すること。」を入れている。

次に、資料の2ページを御覧いただきたい。

修正案の2、「まちづくり」を使わない場合である。

まず、目的では、3行目を御覧いただくと、「まちづくり」を「自治運営」と変え、「自治運営の基本的事項を定めることにより」とし、「市民自治の確立」を図ることによって、「自立した自治体にふさわしい自治の実現を図るこ

審議経過および審議結果

と」を目的としている。

「自治運営」と「市民自治」が同意語になるとの御意見があったが、「自治運営」の自治は団体自治と住民自治であり、市民自治は、そのうちの住民自治のより一層の充実をもって、自治の実現を図るという意味合いで住民自治を言いかえた、市民自治を使っている。

この市民自治については、地方自治の本旨である住民自治という用語がふさわしいのではないかという御意見があったが、本条例で市民を定義するなどから、本市における市民主体の自治運営という点から市民自治としている。

次に、基本理念では、「次に掲げること、自治の基本理念とする。」とし、(1)は、「まちづくり」を「自治」に変え、「自治の主権者は、市民であること。」とし、(2)は、修正案の1と同じにしている。(3)は、修正案1の「地域の特性および独自性を尊重したまちづくりを推進」を「地域自治を推進」とした。

なお、目的の中にある「参加」については、前々回の協議をうけ、「参画」に変えることを提案させていただく。

(委員長)

修正案が2つでている。まちづくりは市民委員会の提言にも出てきている言葉で、最近の多くの自治基本条例でも使われている言葉だが、これは平仮名言葉で、日常会話用語みたいになっている。その言葉を使うのは非常に手になじむし、分かりやすいというイメージがあるが、分析すると、団体自治、住民自治双方を包含したことを言っていると思われる。ところが、ある箇所においては、住民自治を意味しているように使われている面もある。このように、非常に恣意的な使い分けをしている自治基本条例があちこちに散見され、最近、ややもすると、疑義がいっぱい出されている。なので、まちづくりという言葉に対しては、私たちは少し慎重になった方がいいのではないか、という議論が前回会議であった。

もし、まちづくりという言葉を使うならば、まちづくりの定義をきちんとする必要がある。逆に使うのを止めるのならば、どんなやり方があるのかということで、事務局に修正案を考えるように依頼していた。その結果、やはりまちづくりという言葉を使ったほうがいとなれば修正案1、まちづくりを使わない方がいいのであれば修正案2となるとの事務局からの修正案の提案である。これについて、御意見をお願いしたい。

(委員)

自治会として取り組んでいた時に、すべて自らのまちづくりという言葉で通ってきており、疑義の問題はこれから解決していくことで、住民が現在までに頭に入っていることを提唱する方がいい。なぜかと言うと、この10年間近くの間、環境が大きく変化し、我々も含め住民がついていけてない。結論としては、まちづくりをきちんと定義して、この言葉を使用する方がいい。

(委員長)

現場で悪戦苦闘しておられる委員からの意見は、インパクトがある。他に御意見をお願いしたい。

(委員)

分かりやすい自治基本条例を目指すということから、まちづくりというのは言葉としては分かりやすいかもしれないが、自治基本条例の位置付けであり、最初の目的にくることを考えると、自治と書いた方がむしろ分かりやすいので

審議経過および審議結果

はないか。まったく知らない人に、「まちづくりとは何？」と聞かれて、広辞苑を引いてみて下さいと言っても、いろんな意味があって何なのということになるので、むしろ、辞書を引いたときに分かる自治の方が分かりやすいのではないか。まちづくりについては、条例の後ろの方の具体的な制度の中で分かりやすい言葉として使うのはいいが、頭の部分は、修正案2の方が分かりやすいのではないかという気がしている。

(委員長)

両案について意見が出てきたが、他に御意見はあるか。

事務局に聞きたいが、予定されている条文の中で、この条文以外にまちづくりを使っている条文というものはあるのか。

(事務局)

市民委員会の提言の中でも、まちづくりという言葉は他の部分に出ており、それを踏まえて条例素案のたたき台を作成することから、他にも出てくる。今回、提案させていただいている資料3-4の「協働」の条例素案のたたき台の中にもまちづくりという言葉が入っている。

(委員長)

「協働」のところで使っているまちづくりが、修正案1にあるまちづくりと同じ意味だとすれば、団体自治、住民自治双方を指すということになる。そうすると、修正案2の基本理念の「(3)地域の特性および独自性を尊重した地域自治を推進すること。」において、地域自治という言葉が唐突に出てきているので、「(3)地域の特性および独自性を尊重した住民によるまちづくりを推進すること。」と書いても、住民自治というのが生きてくるような感じがする。「協働」の部分のまちづくりは、団体自治、住民自治双方を指しているのだから、それを生かすとするならば、修正案1の方になるという気もする。修正案2でいくのなら、「協働」の部分については考え直さなければならない。例えば、行政運営における参画と協働、地域における市民によるまちづくりへの参画というように使い分けをしなければならないのか。

(委員)

まちづくりで思い出したが、他の条例を見てみても、美しいまちづくりとかぐらいしか出てこない。まちづくりというと、他の条例にも出てきているが、意味が少し広がってしまい、やろうとしていることが見えなくなってしまうのではないかという気がする。他の条例でまちづくりと使われている場合、景観とかを含んだりしており、目指す方向と違っているという誤解を与えかねない気がする。

(委員長)

自治会については、後ほどコミュニティとの協働のところでも御議論いただき、御意見をいただかないといけないと思っているが、現場ベースでまちづくりというと、自分たちの地に足を付けているエリアのまちづくりとなる。それがどこかで生きるような文章にすれば、委員の御懸念は払拭することができるのではないかと思う。

ここは基本原則の部分なので、まちづくりの定義を広げてしまうと、高松市全体のことに個別の市民が責任を取らなければならないという風に聞こえかねない懸念もある。

審議経過および審議結果

(委員)

まちづくりの議論は、市民委員会では避けていた。なぜかと言うと、まちづくりという言葉自体がすごく相対的に使われていて、使い手によって、例えば人づくりまでまちづくりと言ってしまうことがあるし、定義をした途端に、定義自体が崩れてしまいかねないような、かなり相対的に広い意味で使われていることもある。市民委員会で気にしていたのは、自治基本条例は目標を掲げるものではなくて、目標にいくまでの過程、ロードマップ、道祖神のようなものを作っていくのであり、まちづくりを作るのではないということは何度も確認した。そういうことで、まちづくりについて議論を避けていた。まちづくりという言葉自体が市民委員会の議論でも統一できず、定義するのが相当難しく、定義した途端に使いづらくなる言葉になってしまうので、個人的には修正案2の方が、あくまで、行政、市民、議会という3つの主体がまちづくりに向かってどう進むのかということを示すのが自治基本条例だとすれば、まちづくりという言葉ははずした方が整理がつきやすい。

ただし、一般の市民からすると、まちづくりという言葉を使わない途端に、市民に分かりにくい文章になって、市民から遠い存在になってしまうかもしれないという危惧はある。ただ、将来のことを考えれば、修正案2の方が論理的に破綻せず、長く使えるのではないかと思っている。

(委員)

市民委員会では、まちづくりについて委員全員の共通理解が得られたのか。まちづくりというのは、言葉としてはいろんな意味を持っており、きちんとした定義をしなければならぬと思う。まちづくりには、都市や景観などいろんなものが入って、その上にさらに含めていかないといけないということになると思うので、きちんと住民自治についてまずきちんと定義をするべきではないか。そんなところは、市民委員会の委員のみなさんは共通理解をされていたのか。

(委員)

その部分については、おっしゃるようにまちづくりの部分は共通理解に至っていない。まちづくりという言葉はあまりにも一般的に使われすぎて、今となっては定義すること自体がかなり難しい。逆に言えば、汎用性があるということであり、私たちは、お題目の部分には使っても市民に分かりやすいのではないかと、ということで疑問に思いつつ使わざるを得なかった。だから、定義していただく分には越したことはないかと理解している。

(委員長)

少し論点整理をすると、目的の部分は自治基本条例の入り口で大変重要なところであるので、まちづくりについて団体自治も含むと定義してしまうと、以後の条文の構成上、ガタガタになってしまう危険を感じるというのが主なる意見である。それに対し、自治会や連合自治会ベースでは、まちづくりという言葉で自分たちの活動を自己規定していて、それで市民にも分かりやすい、馴染みやすい言葉でもあるという意見である。

そこで、折衷案として、冒頭の部分は市全体のことになるので、まずは修正案2を採用することとして、後ほどの協働のところ、まちづくりという言葉は日常の話し言葉として使う、つまり定義しない言葉として置いてみたら、きちんと収まるのではないかと考えた。そこは、まさしくコミュニティやNPOが注目して見られている条文であると思うので、例えば、資料3-4の(地域自治の推進)の2では「市民による自主的なまちづくり」と書かれている。こ

審議経過および審議結果

れを、これをそのまま採用して生かしておけば、地域ベースの地域づくりがまちづくりだというイメージで収まるのではないかと思う。そんな方向でいかがだろうか。

(委員)

市の総合計画やマスタープランでのまちづくりという表現はどうか。

(委員長)

それは適切ではないと思う。都市計画マスタープランでまちづくりとか言っているが、今の国土交通省、かつての建設省が平仮名のまちづくりという言葉が出てきた時に、すごく抵抗をした。道路などの系統の部局がまちづくりという言葉に対して抵抗をしていたが、途中から、まちの部分に街という漢字に置き換えて、街づくりを使うようになった。それに対して、今の総務省、かつての自治省の方が町づくりを使うようになった。そのようにして二つのまちづくりが出てきて、最近では抵抗が収まってきて、どちらも平仮名のまちづくりを使うようになった。それでいくと、道路作りからコミュニティなど何から何まで含んでしまうようになって、最近ではまちづくりという言葉を使うと、市民になじみやすいというところにアピール力があるので、みんなが競って使うようになったのは事実である。ただそれが、こういう厳密な自治基本条例を作る時にそのまま使うと、このまちづくりとは何を指すのか、ということで突っ込まれる恐れがいっぱい出てきている。

(委員)

人づくりもまちづくりという、行政の支援事業がある。

(委員長)

おっしゃるとおりである。確か昨年か一昨年に、高松市で講演を行った際、自治会の会長さんたちにも話を聞いていただいたが、手垢にまみれてしまったまちづくりをもう一度定義し直すと言って、人づくり、仕組みづくり、物づくり、それをまちづくりという説明をした。ただ、その時に話したのは、地域づくりのことであり、その意味では、人づくり、ルールづくりも入っている。ハードづくりだけがまちづくりではなく、部分的すぎるとも説明した。

(委員)

自治基本条例であり、まちづくり条例ではないので、今のところは修正案2のまちづくりを使わないという形で進めていって、後の条文を検討していく中でまちづくりが出てきた時にどういう風にするかを考えるということで、いったん置くというのはどうかと思う。

(委員長)

それでは、暫定的な結論として一旦置くが、修正案2を採用しながら前に進めていくことでいきたい。

(事務局)

修正案2の目的の中にある、「参加と協働による自治運営」という部分において、参加を参画に変更して、「参画と協働による自治運営」にすることについて、御確認をお願いしたい。

審議経過および審議結果

(委員長)

資料3-1の条例の構造の中で、基本原則を「市民参画の原則」としている
ので、当然、参画に変えるべきだと思うので、それをお願いしたい。

(事務局)

参画に修正をする。

(委員長)

では、次に協議項目の(3)市民参加について(修正案)の説明をお願いします。

(3) 市民参加(修正案) 資料3-3

(事務局)

市民参加について、前回の協議を踏まえた修正案である。

1項目目の(市政への市民参画の推進)を修正し、見え消し修正および太字
部分が、修正部分である。

前回の協議の中で、この項目は、市政への市民参画の基本原則として、参画
の制度を他にも広げなければならないという含みをもたせるため、「多様な機
会を整備する」と入れることと、市民がどの段階で参画できるかが重要である
ため、「政策の立案、実施、評価の各段階に参画できる」と書き入れた方が明
確になるとの御意見等から、「市は、市民が市政に参画できる多様な機会を整
備するとともに、市の執行機関における政策の立案、実施および評価の各階
階において、市政への市民参画の推進に努めなければならない。」としている。

(委員長)

ここで、意思形成過程、政策決定過程、実施過程、評価過程すべて入ってい
るという意味になっている。だから、過程情報の明示も、当然、しなければな
らないということと、パブリックコメント手続をきちんとここに入れることによ
って、重要な政策の立案プロセスに、市民にもっともっと意見を求めるプロ
セスをはめ込むということになる。これは、資料3-1のどこの項目にあては
まるのか。

(事務局)

資料3-1の4基本原則に基づく自治運営の制度等の中の市民参画・協働に
よる自治運営の中の(1)市民参加の機会の項目になる。

(委員長)

事務局から説明があったが、(1)市民参加の機会の項目部分に資料3-3の3
つの条文として具体化することになる。そのため、資料3-1の(1)市民
参加の機会は、市民参画の機会に変えるべきだと思う。

(事務局)

そのように訂正する。

(委員長)

市民委員会の提言でもパブリックコメント制度について触れられている。提
言書12ページにおいて、(6)市民参加の機会に記載していることを具体化した
のが資料3-3ということになる。

審議経過および審議結果

(委員)

パブリックコメント手続の2の部分の、「提出された意見を考慮して、」とあるが、考慮という言葉ではあまり反映されないような感じがするので、もう少し反映されそうな言葉にした方がいいのではないか。

(委員)

市民委員会では、パブリックコメント制度の表現とか公募委員については、市民の意見をより多く反映させることは良いことだけれども、片方では、パブリックコメントでは特にそうだが、声の大きい人の意見だけが市民全体の声かという、そうでもない時があるので、これを必ず聞けとかということは書けず、考慮するとか参考にするとしか書けないのではないかという議論だった。市民委員会で気にしたのは、声の大きい人以外の市民の参加も大事なので、パブリックコメントの部分はあまり強い表現にすべきではないとの結論だった。

(委員長)

神戸市と宝塚市は、パブリックコメント条例がある数少ない自治体である。私は、宝塚市パブリック・コメント審議会の会長をしているが、どういうところで実効性が担保されているかという、「私の言った意見が反映されているのか。」ではなく、「私の言った意見に対して回答しているのか。」ということである。考え方が公表された段階で、市民が妥当なことを言っているのに、それに対して改善するつもりはないという回答をすると、行政としては矛盾をおこしてしまう。つまり、現実として、パブリックコメントに耐えられる仕事に切り替わっていく。パブリックコメントに対する回答公表が進んでくると、逆に行政に対して市民がすごく信頼し始める。そうすると、きわめて限られた当事者しかパブリックコメントを返さなくなり、実際に例えば重要な政策に対して意見が多いと感じる場合でも、せいぜい15、16個ぐらいしかこない。そのため、パブリックコメントに関する意見の数が少ないとって、関心が低いとは言えない。信頼されているから少ないとも言える。その代わり、情報共有の原則に基づいて、当事者団体には集中的に情報を提供するというルールがある。全市に見えるようにするだけではなく、当事者団体にも直接説明に行くという原則があるので、当事者団体とはその時に意見交換もしてしまう。そうすると、当事者団体に改めてパブリックコメントを行う必要はなく、むしろ、当事者団体とは離れた市民からパブリックコメントで意見が出されてくるという流れになる。だから、その意見に対する考え方を公表することの方が実効性として担保できるのではないかと思う。考慮するという書き方は、これで精一杯ではないか。他市の自治基本条例では、資料3-3のパブリックコメント手続の2の部分がなく、パブリックコメント手続を行うというところで終わってしまうのもあるので、資料3-3はかなり親切な条文だと思う。

特に意見がないようなので、これでいきたい。

では、次に協議項目の(4)協働（コミュニティとの協働，NPOとの協働）について議論していくこととする。まず、担当課からの説明をお願いしたい。

(4) 協働（コミュニティとの協働，NPOとの協働）（案）資料3-4

～担当課から、参考資料3-5および3-6について説明～

(事務局)

お手元にお配りしている資料3-4を御覧いただきたい。

論点となる「協働（コミュニティとの協働，NPOとの協働）」についての検討資料である。

まず、資料の1枚目（1ページ）が、条例素案のたたき台であり、1枚目の裏面（2ページ）が、市民委員会の提言と論点となっている。

審議経過および審議結果

それでは、論点も含めて、協働（コミュニティとの協働，NPOとの協働）の条例素案のたたき台について、説明する。

資料3-4の1枚目（1ページ）を御覧いただきたい。

項目として、地域のまちづくりを市民主体に進める（地域自治の推進），コミュニティの組織としての（コミュニティ協議会），NPOなどの活動として（市民公益活動），協働を進める（協働の推進）の4項目である。

同じ資料の1枚目裏面（2ページ）に引用している市民委員会からの提言では、「市民主権と協働」の中で、「まちづくりを進める上での地域コミュニティの果たす役割を認識し、積極的に参加すること」と「地域コミュニティ協議会やNPOなどの団体を支援し、協働によるまちづくりを推進すること」、「協働のパートナーを育成するため、学習機会を充実すること」とある。

資料の1枚目表（1ページ）に戻っていただき、1つ目の項目、（地域自治の推進）では、市民委員会からの提言にある、参加、支援を盛り込み、「市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、主体的にまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて協力するよう努めるものとする。」、「市は、市民による自主的なまちづくりへの取組、地域課題の解決、市民相互の連携等を図る活動を尊重し、その支援等適切な施策を講じなければならない。」としている。

2つ目の項目が、（コミュニティ協議会）である。

コミュニティ協議会につきましては、市民委員会からの提言では、地域コミュニティ協議会への支援が盛り込まれている。

条例素案のたたき台では、まず、コミュニティ協議会について、前条にある「自主的なまちづくりへの取組、地域課題の解決、市民相互の連携等を図る」組織として、「コミュニティ協議会を設置することができる。」としている。

次に、設置を義務付けるかどうかであるが、「設置することができる。」としている。

コミュニティ協議会については、任意団体と位置付けており、地域が自主的に設ける団体である。このため、設けなければならないという概念はないことから、設置することができるとしている。

次に、認定要件であるが、詳細については、他のところで定めることとし、この項目の第2項で、「コミュニティ協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、自らの活動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとする。」と一般的な性質を入れている。

次に、自治会の表記についてである。コミュニティ協議会は、自治会を中心とする各種団体やNPOなどの連携組織で、地域の全ての住民を構成員として想定し、地域を代表する組織として位置付けるものであり、多少自治会とは性格が異なるため、コミュニティ協議会だけを表記する。

第3項は、活動の尊重と、支援についてであり、「市は、コミュニティ協議会の活動を尊重するとともに、その活動に対して必要な支援を行うものとする。」としている。

次に、3つ目の項目（市民公益活動）では、制定委員会において、コミュニティとNPOについては、概念や定義が違うという御意見があったことから、NPO活動を支援するものとして、「市民公益活動」として、項目を設けている。

「市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、市民公益活動の支援に努めるものとする。」としている。

次に、4つ目の項目（協働の推進）では、市民委員会の提言にある、「協働の推進、支援」について盛り込んでいるものであり、「市は、協働を推進する

審議経過および審議結果

ため、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講ずるものとする。」としている。

資料の2枚目（3ページ）を御覧いただきたい。

他市の自治基本条例における「コミュニティ」に関する項目比較である。多くの市で、コミュニティの役割、育成、自主性・自立性の尊重、活動の支援を盛り込んでおり、岐阜市、名張市、岸和田市、伊賀市では、コミュニティ組織について、盛り込まれている。伊賀市の住民自治協議会がその他にあるが、コミュニティ組織である。

条例素案では、（地域自治の推進）の項目で、コミュニティの役割、活動の尊重、支援を盛り込み、（コミュニティ協議会）の項目で、コミュニティ組織、活動の尊重、支援を、（市民公益活動）で、活動の尊重、支援を盛り込んでいる。

資料の2枚目裏面（4ページ）を御覧いただきたい。

協働に関する項目でも、協働の推進、自主性・自立性の尊重、支援が多く盛り込まれており、丸亀市、名張市では、市民公益活動が盛り込まれている。

条例素案では、（協働の推進）の項目で、協働の推進、支援を盛り込み、（コミュニティ協議会）、（市民公益活動）で、活動の尊重、支援を盛り込んでいる。

次に、資料の3枚目（5ページ）を御覧いただきたい。

他市の条文の比較表であり、全て地域住民組織を位置付けている。ただ、新潟市の「区自治協議会」は、性格が異なるものである。岐阜市では、「まちづくりに関する協議会を設ける場合は、必要に応じてこれを支援する」としており、名張市では、「地域づくり組織を設置することができる」、岸和田市では、「地区市民協議会を設立することができる」としている。

また、最も詳細に盛り込んでいる伊賀市では、「住民自治協議会」の要件を入れ、市長への設置の届出、諮問事項等を明記している。

（委員長）

コミュニティとの協働とNPOとの協働の二つについて、担当課から説明があった。ここでは、自治会などのコミュニティとの協働と、NPOやボランティア団体などの市民公益活動団体との協働と二つに区分されていることについて、何か御意見はあるか。それを踏まえた上で、資料3-4の条例素案（たたき台）を考えていくという流れにする。

（委員）

参考資料3-5の1ページにある、2コミュニティ、地域コミュニティ、地域コミュニティ協議会の定義、概念の部分について、例えば宝塚市では、200～300世帯の自治会があって、次に小学校区があって、それでネットワーク型となっているような階層型に基づいているものなのか。

（委員長）

高松市のシステム上、コミュニティをこう定義するというのならば、コミュニティは校区単位となる。社会学上のコミュニティは地縁共同体だけでなく、家族も近隣も含まれる。また、医師会といった職業コミュニティもある。そのため、参考資料3-5にて、地域コミュニティの定義を書いている。なお、宝塚市は、小学校区単位でまちづくり協議会というコミュニティ協議会を作っている。このまちづくり協議会の中に、自治会、町内会が中心的な役割を演じている。また、このネットワークの中にNPOなども入ることができるということである。私自身もいくつか勉強させていただいたが、高松市のコミュ

審議経過および審議結果

ニティの作り方は、宝塚市とかなり似ている。

(委員)

視察で一番最初に宝塚市に行き、参考にしたからである。

(委員長)

宝塚市のコミュニティ制度は全国的に有名なもので、全国各地から視察が来ている。

(委員)

資料3-5の15ページの図で説明したいのは、左上に連合自治会が記載されているが、現在は、真ん中の円にあるコミュニティ協議会に含まれている。各種団体の幹部組織はあるが、会員はいるようではない。図を見ると、さも充実した中身と思われるが、現実はそのようなので、そういう認識が前提になれば、私どもとしてはあまりにも綺麗過ぎると感じる。

(委員長)

1つは、住民自治の担い手として一番大切なのが、土地に定着して、ずっと住み続けようと思っている人たちである。でも、その自治が、最近、四分五裂して弱体化しており、担い手も高齢化し、後継者がなかなか出てこない。このように、どこか途切れてしまったような仕組みが日本全国で見られ、このまま放置しておけば、後10年もしないうちに地域社会は崩壊してしまう。例えば、大阪市の新興町会つまり町内会は市が戦後作ったものであり、今でも95%の組織率だが、その連合新興町会の会長の平均年齢が確か70~80歳の間であり、これからのハードワークにはとても耐えられない。東南海・南海地震が30年以内にくる確立は90%と言われており、起こった場合、大阪には津波が来るといのがハザードマップで分かっている。そういう観点から、地域防災とか地域にいる弱者に対する見回りなどのネットを作らなければならないという危機意識は強くなってきたが、それを再編成する際にいくつかの問題点が出ている。それは、組織を作り過ぎたことである。これは、戦後、各省庁が、縦の省庁別に住民組織を作っていく、結果的に、住民組織を縦割りで組織乱立させてしまった。その矛盾が昭和45年に頂点に達し、当時の自治省がこのままではいけないということで、コミュニティ政策を打ち出した。そのキャッチコピーが、「自治会よさようなら、コミュニティよこんにちは」だったので、自治会がかなり否定されてしまい、士気が落ちてしまった。それをもう一度やり直さないといけない時期にきている。はっきり言って、もう一度、同じ小学校区内であれば、地区別の代表いわゆる班長とか地区長に出てきてもらう「地区別代表制」と、もう1つは、「世代別代表制」を担保したい。つまり、子どもの意見、青年の意見、勤労者の意見、中高年の意見、高齢者の意見の代弁をしたいと考えた時に、今の自治会、町内会というのは、主に専業主婦の女性と、中高年の意見を代弁して、勤労者の意見はほとんど担保されていない。子どもに関してはPTAの方にあり、逆に学校教育以外の地域教育については、PTAは無力である。このように縄張り争いみたいになっており、いいかげんみんな考えていこうということになって、総合型の住民自治協議会を作って、足らずをお互いに交換し合って、余りを分け合おうということである。時間と体力が余っている人たちは、暇のない人たちの代わりに、例えば子どもの見守り活動をして、暇のない人たちはその金を出そうという交換システムを作ろうというのが協議会である。一番最初にしてほしいことは、安全・安心、防犯・防災のためのシステムづくりである。これを自治会、町内会だけでやれと言われても、回覧板による周知、地域でのトラブル対応、葬式の世話とかすでに行っ

審議経過および審議結果

おり、これ以上の負担には耐えられない。それと、教育面ではPTA、環境は衛生組織というように別組織が行っているというように、総合的に考えていくという組織ではなくなっている。これを解決していくところから、住民自治協議会づくりがおこってきたということが背景にある。コツとしては、「世代別代表制」と「地域別代表制」と、それプラス「分野別代表制」を一堂に集めてしまうことである。ただ、問題は、中心として重荷を背負わなければならないのは、やっぱり自治会である。そこが辛いところである。

もう1つの問題は、住民自治協議会システムというのは、地域に住んでいるが参加したくない人を含めて構成員であるということ条項等で担保できる。ところが、自治会、町内会というのは任意加入で、しかも世帯方式である。その部分に性格の違いがあるので、自治会は、地域コミュニティ協議会の中心をなす必須不可欠な団体であり、かつ、任意加入であり、自分たちで会費を払っているというのが問題である。反対に、荷を軽くしていきながらやりやすくしていこうとすれば、地域コミュニティ協議会自体にもっと資金供給をして、自治会からの持ち出しを減らすということをするのが、一番血の通ったやり方であろうと思う。

一方、NPOについては、個人市民が結集している公益団体であり、地域に関係ない。ただ、地域コミュニティ団体においても、外国人がたくさん住んでいる町、高齢者がたくさん住んでいる町、障害者の方々が住んでいる町などにおいて、防災ネットのシステムを作る際に、その方面についてまったく知識がないというのが普通である。そうすると、そのような知識に明るいNPOの協力を求め、協議会の構成員として入ることは有である。そういう意味では、NPOを住民自治協議会に積極的に入れていくと、強い住民自治協議会ができていく。コミュニティ型の組織を縦の住民組織、NPO型の組織を横の住民組織として、この二つを上手く組み合わさって、全市高松として必要ではないかと思っている。

(委員)

そのような難しいところをコーディネートするのは誰か。

(委員長)

それをコーディネートするのは、住民と行政とが両方でやらないとダメである。協働の話でも出てくると思うが、NPO活動もしくは地域コミュニティ活動に対する行政の協働にはどのようなスタイルがあるのか、ということになる。例えば、広報紙の全戸配布については、行政責任の仕事を地域コミュニティ団体に協働でお願いしている。これも協働である。つまり、行政責任の仕事をNPOやコミュニティ団体にやってもらうというのも有である。

(委員)

そういう考え方でなければならないのに、例えばノルマをこなす団体というような認識に変わっているのではないか。

(委員長)

アソシエーション型のNPOの話と、コミュニティ型の住民自治協議会との話についての議論も必要ではないかと思っており、資料3-4の議論は焦らない方が良く思う。こういった話で、委員間の課題共有ができるのだろうか。担当課の説明では、パートナーシップを結ぶ対象団体として、コミュニティ協議会も含んでおり、課題別の専門段階でのNPO団体も含むとのことだった。つまり、両方がパートナーシップの対象になってくると理解できる。資料3-4

審議経過および審議結果

の協働の推進でも、「市は、協働を推進するため、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手になれるよう、適切な措置を講ずるものとする。」と書いている。

資料3-4では、4つ項目があり、上から、地域自治の推進ということで、これはコミュニティとNPOという全体に関わっているので、地域自治の推進という表題がいいのか分からないが、住民によるまちづくりの推進だと少し分かるのだが。次がコミュニティ協議会、3番目に市民公益活動、4番目に協働の推進となっている。ここで、委員のみなさんに考えていただきたいのは、コミュニティ協議会は、自治基本条例第〇条に基づく公共団体となる。そうすると、当該地区に居住する者が全員構成員となる。つまり、協議会の役員になりたいという権利もある。逆に、関わらない権利もある。

(委員)

関わらない人が大部分ではないか。

(委員長)

実態はそうだと思う。常日頃、関わらないのに、事があったときだけ関わってくるという人が一番困る。ところが、自治会、町内会は、「参加します。」と言って、しかも会費を払って入っている。一方、コミュニティ協議会は会費がない。しかも、自治会、町内会は、かなり共益的な団体であるけれども、公共性が高い。こういうのを、地方自治法上では、公共的団体という。このような性格の違いがあるので、住民自治協議会の方が行政と話す時には、公的に整理せざるを得ない。しかし、その中心部分は自治会、町内会が担わないとしようがないという苦しみを背負っている。

もう1つは、自治会、町内会には世帯加入が全国の傾向だが、コミュニティ協議会は個人を対象として、しかも在住外国人も含むということで、そのあたりをどう考えるか。事務局に確認するが、協働の推進の条文は、コミュニティとNPO両方に関わっていると理解してよろしいか。

(事務局)

両方に関わっている。

(委員長)

では、委員の方の御意見をお願いしたい。

(委員)

市民委員会でもほぼ同じ内容を話していて、その時に地域コミュニティ協議会をこの条例に書き、お墨付きと地域としての存在価値を与えることにより、価値を高める方法を模索しようとした。しかし、片方では、NPOについても書く必要があるという話だった。その二つに対して、あまり差を設けたくないという議論だったが、資料3-4の条例素案(たたき台)では、コミュニティ協議会の3のところでは、「必要な支援を行うものとする。」であり、市民公益活動では、「支援に努めるものとする。」となっているが、この差は何なのか。

それと、地域自治の2で「その支援等適切な施策を講じなければならない。」と、協働の推進における「適切な措置を講ずるものとする。」という、適切などという部分が、行政の言い訳的な感じを受ける。市民委員会では、NPOや地域コミュニティ協議会は、そこから市政に参画する大きな入り口であり、人を育てる器であるとしたので、支援すると言い切ったほうがいいのではないか。適切などということとは、適切でなければ支援しないという言い訳的なところを感

審議経過および審議結果

じるので、文面で適切など入れる必要性はないのではないかと。

(委員)

コミュニティ協議会の項目で、「コミュニティ協議会を設置することができる。」との記載だが、設置できない地域は設置しなくてもいいとのことか。

(委員長)

そのとおりである。ただ現実としては、市内全域にコミュニティ協議会が設置されている。

(委員)

NPOの話が出ているが、NPOがない所もある。旧市内のコミュニティ協議会と、その他のコミュニティ協議会との格差が広がっている。今までは、コミュニティ協議会を設置しなければならないという気持ちで、44のコミュニティ協議会を設置したので、設置しなければならないと記載する方がいいのではないかと。

(委員長)

設置することができる以上の書き方は見たことがない。設置しなければならないと書くと、住民に義務を課すことになる。

(委員)

住民には義務というか、負担をする義務ができてくるのではないかと。コミュニティ協議会に個人で加入しなければならないとも書くのか。

(委員長)

加入・非加入の問題は生じない。いったんコミュニティ協議会を作ったら、当該地域に住んでいる住民は全員構成員となる。

(委員)

そうならば、負担する義務もあるのではないかと。

(委員長)

負担の義務は生じない。これは能動性の原理で、参加する自由も参加しない自由もあるということで、あくまで執行部に参加するか意見を言うとかという権利だけであって、義務は相対的には負わない。

これは、任意加入でないためであり、例えば、私は高松市民であるが高松市議会議員選挙には行きたくないという自由もあるということである。ただし、ものが言いにくいとか、諸事情により参加できない人といった社会的少数者に対する配慮の原則は当然やらなければならない、無視してはいけない。そういう意味で、責任は重たくなるので、協議会を設置することができる程度でとどめておいた方がいいのではないかと。

(委員)

その協議会の運営などについてはどうするのか。

(委員長)

まず、コミュニティ協議会についてこの条例で定めて、その認定条件等につ

審議経過および審議結果

いては別途条例で定めるとした方が良く、自治基本条例では、細かく決められないと思う。できれば、コミュニティ協議会設置条例を作った方が良いのではないかとも思う。そうしないと、伊賀市自治基本条例のように、住民自治協議会に関する条項だけで20数箇条になってしまうので、そのあたりの危惧を感じる。そのため、コミュニティ協議会を設置できるとして、その他の設置要件等については別途定めるといようにした方がいいのではないか。

(事務局)

コミュニティ協議会をどういうスタンスでもっていくかということについては、コミュニティビジョンを来年、再来年に考えていく予定としており、その中に、コミュニティ協議会と自治会との関係や、コミュニティ協議会はこういうことをやっていくというようなところをまとめていきたいと思っている。

(委員長)

市民公益活動に関しての市の条例はあるのか。例えば、NPO支援条例とか市民公益活動促進条例といった条例はないのか。

(事務局)

該当する条例はなく、「NPOと行政との協働に関する基本指針」がある。

(委員長)

市民公益活動に関する補助金制度などはあるのか。金銭給付はないのか。

(担当課)

提案型の補助事業はあるが、それ以外はない。

(委員長)

コミュニティ協議会にしろ市民公益活動にしろ、自治基本条例の中できちんと位置付けるという作業は第1ステップであり、もっと深く原則とかルールを決めないといけないという議論になれば、別途条例もしくは自治基本条例を受けた市長規則などで定めることも可能である。とにかく、まずは、取扱準則がはっきりと明示されており、市民にそれが分かっておればよい。条例というのは市民を縛るわけなので、まだ成熟していないと考えるのなら、取扱方針や基本計画というところから攻める方法もある。

では、資料3-4の条例素案(たたき台)については、この条文でさほど齟齬はないのかなと思う。コミュニティ団体との協働も書いてある、NPOなどの公益活動系も書いてある、ということで、今、委員から指摘のあった部分、「必要な支援を行うものとする。」と「支援に努めるものとする。」としている理由について、事務局に答えていただきたい。

(事務局)

現在、高松市ではコミュニティ協議会を中心として、これからの住民自治に取り組んでいこうという中で、市民公益活動に対しては補助を一切行っておらず、今後の課題という意味も含めて、今の時点では努めるという表現にした。まずは、コミュニティ協議会を一番に考えたいという市の考えが根底にある。

(委員長)

条文上で違う表現のままにしていると、将来不都合が生じるかもしれないので、「必要な措置を講ずるものとする」とか、「適切な措置を講ずるものとする

審議経過および審議結果

る」とかの表現方法はどうか。ただ、この適切という言葉に対して不信感を感じるという意見もあったが。また、「その他支援等適切な施策を講じなければならない。」とかもあるが、適切という言葉については事務局としてどう考えているのか。

(事務局)

これにつきましては、条例では適切にという言葉を通常入れている表現が多いので、それに倣って入れている。

(委員長)

分かった。では、一番最初の総括条文において、「その支援等適切な施策を講じなければならない。」となっているので、コミュニティ協議会の条文も市民公益活動の条文も適切で統一してはどうか。「行うものとする。」と「努めるものとする。」をはずしてしまって、「適切」で統一すれば、成熟度に応じて行っているという言い訳ができるのではないか。「努めるものとする。」と「講ずる。」というのは、努力規定と義務規定が明確でないのは少しまずいので、その部分の修正をお願いしたい。

それから、地域自治の推進のところは、先ほどの冒頭のまちづくりの議論と絡めて申し上げると、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下となっているので、「主体的にまちづくりに取り組み、」の中のまちづくりは地域のまちづくりを指している。だから、「主体的に地域のまちづくりに取り組み」というように、地域を強調するのが良いと思う。だから、第2項の、「市は、市民による自主的なまちづくり」というのは、上の条文が主体的な地域のまちづくりだから、自主的というのと主体的にというのとで使い分ける理由を聞かれると困るので、「市民による地域のまちづくりへの取組」というように、地域を入れておいた方が整理しやすいと思う。

協働の推進の最終条文だが、少し文章がこなれていない。また、市民公益活動のところでは、市民公益活動の定義はコミュニティ協議会とは違うので、特定非営利活動促進法別表第1号から第〇号までに掲げる団体を意味するとかというように、括ってしまった方がいい。ただ、難儀なことに、あの法律でもまちづくりという言葉を使っている。高松市では、コミュニティ協議会と協働パートナーシップを結ぶし、コミュニティ協議会も市民公益団体として位置付けるという方針なので、重複していても齟齬はきたさないうと思う。だから、法第何条の別表に規定する〇〇を指すものとするとかを()に入れておけばいいのではないか。もしくは、市民公益活動の基本計画とか基本方針に何か説明があるのなら、それを引っ張ってきてもいい。そうすると、コミュニティ協議会との差がもう少しはっきりして、テーマ別、課題別の市民活動団体なのだと分かりやすくなると思う。

では、もう一度、この条例素案(たたき台)について、次回原案提出をし直してもらって、御議論いただくことになると思う。では、以上で本日の協議項目を終了するが、今後の予定について事務局から説明をお願いしたい。

－以上で審議終了－

<事務局からの連絡事項>

今後の会議開催予定

- ・第4回会議 平成21年2月26日(木) 18:00～
- ・第5回会議 平成21年3月30日(月) 18:00～